

出納員に対する委任事項（平成20年岩手県告示第99号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
16 [略]	16 [略]
<p><u>17</u> 16に掲げるもののほか、保健福祉部保健福祉企画室の出納員に対する委任事項</p> <p><u>社会福祉士及び介護福祉士修学資金の償還金及び遅延利息の収納及び保管を行うこと。</u></p>	
18 [略]	<u>17</u> [略]
<p><u>19</u> 16に掲げるもののほか、警察本部警務部会計課の出納員に対する委任事項</p> <p>(1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4第14項の規定に基づき徴収した放置違反金及びこれに附帯する歳入金（以下<u>19</u>及び<u>28</u>において「徴収金」という。）（出張して直接収納するものを除く。以下<u>19</u>において同じ。）の収納及び保管を行うこと。</p> <p>(2)・(3) [略]</p>	<p><u>18</u> 16に掲げるもののほか、警察本部警務部会計課の出納員に対する委任事項</p> <p>(1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4第14項の規定に基づき徴収した放置違反金及びこれに附帯する歳入金（以下<u>18</u>及び<u>27</u>において「徴収金」という。）（出張して直接収納するものを除く。以下<u>18</u>において同じ。）の収納及び保管を行うこと。</p> <p>(2)・(3) [略]</p>
20 [略]	<u>19</u> [略]
21 [略]	<u>20</u> [略]
22 [略]	<u>21</u> [略]
<p><u>23</u> 環境生活部資源循環推進課及び廃棄物特別対策室の出納員に対する委任事項</p> <p>(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第19条の8第2項の規定に基づき知事が講じた支障の除去等の措置に要した費用及びこれに附帯する歳入金（以下<u>23</u>において「徴収金」という。）の収納及び保管を行うこと。</p> <p>(2)～(4) [略]</p>	<p><u>22</u> 環境生活部資源循環推進課及び廃棄物特別対策室の出納員に対する委任事項</p> <p>(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第19条の8第2項の規定に基づき知事が講じた支障の除去等の措置に要した費用及びこれに附帯する歳入金（以下<u>22</u>において「徴収金」という。）の収納及び保管を行うこと。</p> <p>(2)～(4) [略]</p>
24 [略]	<u>23</u> [略]
25 [略]	<u>24</u> [略]
26 [略]	<u>25</u> [略]
27 [略]	<u>26</u> [略]
28 [略]	<u>27</u> [略]
29 [略]	<u>28</u> [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	